

地方分権に対応する地方議会の確立を求める意見書

憲法第93条第2項は、地方公共団体の長と議会の議員は、住民が直接選挙することを定めている。首長と議会がそれぞれ住民の意思を代表する二元代表制の下では、首長と議会は対等の機関であり、議会は自治体運営の基本的な方針を議決し、その執行を監視・評価することが求められている。

しかしながら、一部の自治体において、首長が法令の規定に違反し、議会を招集せず、専決処分を濫用し、議会の権能を封じ込める事態が発生している。

このような二元代表制を否定し、地方自治の根幹を揺るがす状態を、国会及び政府は座視すべきではない。

また、地方分権の推進に伴い役割が拡大する地方議会を充実・強化するためにも、地方議会の役割・権限の明確化が急務となっている。

よって、国会及び政府においては、そうした事態を打開し、真に地方分権時代に対応する地方議会を確立するため、首長のみが議会を招集する現行の仕組みを改め、議長にも議会招集権を付与することや、地方議会議員の職責と職務の範囲について、政治活動との区別を踏まえ、住民意思の把握などを含めて明確にすることなどの法改正を早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年（2010年）10月29日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

（提出者）全議員